

成篁堂文庫本・遊仙窟について

平井, 秀文
福岡学芸大学助教授

<https://doi.org/10.15017/12369>

出版情報：語文研究. 4/5, pp.45-51, 1956-10-30. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

成實堂文庫本遊仙窟について

平井秀文

- 一 雙注ある古鈔本について
- 二 成實堂文庫本の形態
- 三 本文と書入れ傍注
- 四 異文・異訓の注記から
- 五 訓説と遊仙窟の伝承

一

経籍訪古志はその巻第五・小説類において、遊仙窟の鈔本三種を挙げている。その一つである文和二年鈔本すなわち尾張真福寺蔵本は、古くから知られまた現存するものであるが、他の二旧鈔本は存否明らかではない。それは

遊仙窟一卷 旧鈔本 昌平学蔵

巻首題遊仙窟寧州襄樂県尉張文成作、寧州下夾注云、属関内道在去京三百里西北也、每半面八行、行

十五字、注雙行、末有文保三篇文章生英房跋、
又旧鈔本 容安書院蔵

(補註、此遊仙窟酌源堂本、後帰抽斎、故当改云)
酌源堂蔵也、今帰約之蔵、皇国坊刻本有訛誤、)

体式与前本同、每半葉九行、行十五字、

と録されている。巻首の「寧州」の下に夾注の存する形式からいえば、醍醐寺本や陽明文庫本などと同じであるが、真福寺本にはそれが無い。しかし、本文に「雙行」の注があり、巻末に右のような跋のある形式の伝本といえ、明らかに刊本がこれに相当する。今まで公に知られている鈔本で現存するものには、この形式のものがなかった。

成實堂文庫本は、これに相当する形式を有する唯一の古鈔本である、という点において注目すべき存在である。この本は早くから知られていたが、その詳しい形式内容が紹介せられたことがないために、刊本形式の鈔本の存在が認

められるにいたらなかった。かの成實堂善本書目の解説は、この本に対する唯一の公示といつてもよいものであるが、かかる珍しい形式によるものたるを察知させる断片をも記していない。初に説いた昌平学蔵本や容安書院蔵本などが、この成實堂文庫本ではないことは、これが一行の字詰こそ不揃いではあつても毎葉の行数が十行に書写せられていた事実を、訪古志の解説に比べてみれば明らかにわかることである。

成實堂文庫にはその尨大な書目調査の記録があつて、それを点検してみると、なお他に一冊の古鈔本遊仙窟があるようである。それには「古鈔」であり「写本珍書」というだけの摘記しか見えないので、その原本を親しく調べることができないから、その内容や形式などは全く想像もされない。従来知られているのは善本書目所載の一本だけであるから、ここでもそれにしたがつて、それを成實堂文庫本と称しておく。

二

この本の伝来については明らかでない。本文末尾と尾題との行間に墨書して

是書太夫人節衣所獲卷首捺先君子

図章者記不忘其原也島田翰識二十五歳

とある二行は、旧蔵者たる島田翰の自筆識語を残しているだけである。書写に関する奥書の類などは全く見えないが、善本書目にはその時代をほぼ限定して「室町中期写本」と記している。成實堂に襲蔵せられるようになって作られたかと思う帙の題簽には、「足利時代鈔本遊仙窟」との墨書がある。中世末から近世初期にかけての鈔本というのは、積極的な傍証のなにかぎり、確定的な書写の時代を明らかにしえないことが多い。この本の書写時代を中世末とする右の推定に対して、親しく見た人が近世初期まで引き下げて考えてもそれを否定もできない。あの書写の年月を明記している陽明文庫本でさえも、もっと新しい時代のものではないかと考える説さえ出てくるのであるから。遊仙窟の刊行は無刊記本がその初であり、これを再板したのが慶安五年刊本であると考えて、その初を寛永頃かといわれているようである。岩波文庫本はその例言において「寛永版」と断定しているが、その理由は知らない。この寛永を最初の刊行と認めても、それより古い書写すなわち刊本以前の古鈔にかかることは少なくともいえるであらう、わたしは、中世末のものと考えてもさしつかえないと思ふ。

表紙の題簽には「遊仙窟」とあり、縦九寸一分・横七

寸五分の袋綴で、每半葉の縦約八寸・横約六寸五分の範圍に、文字が書写せられている。既述のように十行書きであるが、一行の字数は十九字から二十二字くらいまでで一定していない。墨付丁数は全三十五枚で、最後の半葉が文章生英房の跋文である。しかるに内容を検すると、落丁のあることが明らかとなった。すなわち、二十七丁裏は「君把投快更」までの本文で終り、二十八丁表は雙注文の「王隱晋書曰」から始まっている。この間が落ちていたので慶安刊本でいうと、四十九丁表末行末尾の二字「乞五」から、五十一丁表五行の本文「且来披霧」まで、約一丁半にあたる。この本でいえばちようど一丁が脱けているものと推定せられるが、その底本からすでにそうであったかはわからない。きわめてわずかではあるが、刊本形式を有つ唯一の古鈔本としては惜しいものである。

三

内容・形式が全く同じである、だからといって、この本が刊本の祖本とは断定できない。本文・雙注ともにその文字に異同がある、あるいは、鈔本通有の誤脱があるといった方がよいかも知れない。もちろん、刊本はその刊行にあたってかなり整理訂正するであろうことは考えられるが。

字体の訛誤も少なくない。ここで本文などの字句について校勘する余裕はないが、一例として跋文後半の部分を見る、と、

……翁曰我幼少自吝受此書年闌倦事僅所學誦而已重申願教此書僕荷候王家居學士職……

は刊本によつたのであるが、傍線の部分はこの本には全くない。これは、明らかに「此書」の文字が二回出ていることに惹かれて、次の同文字まで十六字を書写し落したのである。本文の中でも同じ誤写が一例あつて、

……余答曰十娘輪籌則共下官臥一宿下官輪籌則共十娘臥一宿十娘笑曰……（刊本三十一ウ）

の傍線部の十一字が脱落している。

刊本の如き雙注を有たない他の古鈔本には、多かれ少なかれ本文の頭注あるいは傍注が記入せられている。この本はもとより雙注本なので、その類の書入れ注がなくても不思議ではない。しかしわずかに次のような例が見えてくる。

漢代人 張文成作（一オ） 他本には見えない。

岡 辯（一ウ） 醍醐寺本も同じ。
力官反 雙注にも「音力官反」とある。

千 仞（一ウ） 醍醐寺本も同じ。
一仞者八尺也

祇候(二才)
枉奉也候伺也

醍醐寺本、注同じ。雙注「伺奉也候伺也」とある。

渠(三才)
一女也

醍醐寺本も同じ。雙注には「渠汝也」とある。

このわずかな傍注も、後述の朱点と同じように、三丁までで終っていることに注意すれば、それより後にもあった書入れ注を省略してしまつたのではないかと考えても、甚だしい不合理は感ぜられないであらう。

四

異文または異訓の書入れ注について見よう。これにはかなり考へるべき問題がある。

醍醐寺本にはこの種の書入れが少なからずあつて、典拠注記のないものは別として、「イ」あるいは「菅」と明記したものはすなわち「異本」あるいは「菅家本」と解せられる。しかもその「イ」は一例を除いて全巻の前半に限られ、後半にある四十余条はすべて「菅」専用に近いのが事実である。それ故に、この「イ」と「菅」とを別本とは考へず同一異本と認め、前半は「イ」と注記していたがそれは菅家本であるために、後半では「菅」と書改めたのであらうとの説もある。そうではなくて、「イ」は本文文字の異なるものを示し、「菅」は訓法の異なるものを示すことを主

としていると解すべきである。あえてそれを論ずるのは、この現象がそのままこの本にもあるからである。注記せられた数は醍醐寺本よりも少し多く、しかもその部分を両本比較すると、密接な関係のあることが明らかとなる。

まず、「イ」と注記あるもの。ほぼ五十条を数え、すべて異本文のあることを示すものである。たとえば、初からの五例を示すと

雙眼(五才) 故イ(七才) 若得(七才)
低頭(十才) 是神仙(十才)

のように全巻にわたつて散見するが、これに該当するところを醍醐寺本に对照すると、右の例はすべてそのまま雙眼 炊故 暫得 付頭 是実神仙 という本文文字であつて、「イ」の注記など全くない。

簡単というと、この「イ」本は、醍醐寺本の本文と同じだ、ということである。他の古鈔本と比べると、一致するものもあるがそうでないものも多く、ただちにはその関係は考へられない。なお、「イ」とあつて右と異なる例に

心告眼(七ウ) 今正意(二十一ウ)
心告眼(七ウ) 今正意(二十一ウ)

とあつて、むしろこれはここに脱している「イ」符号を、この本が補つた形になつていゝべきであらう。

また、「イ」本と記した一例がある。これも次に対照したように、醍醐寺本ではそのままが本文になっているものであって、「イ」とあるのは何ら区別のないことがわかる。

交イ本 教レ人氣 (十七ウ) 交レ人氣 (醍醐寺本)

右のことを換言すると、醍醐寺本の本文文字は、成實堂文庫本の注記に示された限りにおいては、その「イ」「イ本」の文字と同じであるといえる。これをそのまま、この本に「イ」「イ本」と記された異本とは醍醐寺本のことである、という意味に解釈することではない。

参考までに醍醐寺本で「イ」と注記されたもの十条を見ると、その異本文字は一例を除いてはすべてこの本の本文文字となっていて、ちょうど正反対の現象を呈している。

菅家本の注記は、後半第十九葉表から見える。それまでの前半は「イ」ばかりである。これだけでいうと、既述の醍醐寺本での「イ」と「菅」との分布状態と全く相応ずる現象となるのであるが、この本では後半でも「菅」だけでなく「イ」も数多く共在していることが異なっている。この「菅」はすなわち菅家本を意味すると思われるが、その例は

軋細身 (十九オ) 俱碎豈敢在_レ外 (十九ウ)
テムス管 ケタリ管 アテ管

半醜 (二十七ウ)

の如く、音訓の異伝あるを示すのが大部分で、二十余条存する。しかし、わずかであるが

成_レ探 (二十六オ) 行_レ迹 (三十四オ)
同音管 返音

而去行 (三十四ウ)

の三条だけは異本文を示したものである。再びこれを「イ」の場合と同じように醍醐寺本と比べると、音訓に関するものと本文に関するものとのいづれを問わず、全く同じであってやはり「菅」として異文を注記している。

両本の菅家本はそのまま「菅」として相通ずることである。しかし、醍醐寺本に「菅」とある条の数はこの本の約二倍もあるので、醍醐寺本の「菅」はそのままこの本に通ずるという逆の表現は成立しない。共通の条を除く残りの約半数の「菅」注記は、この成實堂文庫本では全く示されていないのである。

「イ」と「菅」とが同一字に対して併記せられた一例として

千慮_{本イ管}必有 (二十二オ)

があるが、醍醐寺本では次のようである。

千慮_{本菅}巨有……

典拠を示さずに異文の注記をする例もあって、醍醐寺本

に比べると

和合(十九ウ)

痿癢(二十九ウ)

の二例はそのそのまま本文にあつて「調合」「瘡瘠」となるが

銀沼(二十五ウ)

不是偏(二十七オ)

の二例は全くこのままであり、

昔攸然(三十オ)

の一例は、次のようにかわつていて

昔数攸愁

ここには菅家本の注記が加わつてゐる。

初にことわつたように、一字一句の校勘はできないが、本文そのものの異同からいえば、醍醐寺本のそれとは異なるところが多く、刊本または他の古鈔本とはこれに比べて異なるところがやや少ないということである。どの本でも細かく比較するならば、その文字の有無あるいは字体など、全く同じくするものはないので、ただ相違するものの数や性格において、あえていづれが相近いかというにすぎない。

五

本文に対する訓点の状態について一言する。全文にわたつて古訓があることは、善本書目が「倭點愛すべし」と説いたところである。少異はあるが、通観してその訓読はまことによく醍醐寺本の傍訓に一致する。少なくともこの系統の本を移写したものであらうとは、吉田金彦氏が「和訓からみた遊仙窟の諸本」に適確に指摘せられたことに尽きる。

この訓読の大部分を成す仮名点が全文にわたつて墨書せられてゐるにかかわらず、朱のヲトコ点は初三葉の裏まで全く打切られてゐる。そのわずかの用例だけからみて、他の古鈔本と同じく紀点であることは明らかである。どうして第四葉からは施されていないのか、おそらく意識的に省略したものであらう。その原本には全文にわたつてヲトコ点を用いられていたのであらうことは、第四葉以下においても、仮名点にまじつて墨書の鈎点「ナリ」がしばしば用いられ、「ヨリ」点もわずかながら残つてゐることにかがわれる。ただそれらが朱書せられていないために目だたず、初三葉以外には全くヲトコ点がないかと思われるにすぎない。もつとも、この本の直接に拠つた底本において、すでにこのような形式であつたか否かにいたつては、全く推定のかぎりではない。

漢字に対する声点(圈発)も、他の古鈔本と同じよう

に、それぞれ慣用の符号をもって示されているし、清濁点の区別をも明らかにしている。その施されている文字も、他の諸本と殆ど一致するとみてよい。

語点の個々については、全く触れない。ただ前述の文中で、醍醐寺本との本文のへだたりを指摘しながら、その訓読はよく共通することを認めたことは、ちよつと矛盾を感じさせるかも知れない。しかし、これがかえつて、遊仙窟の伝承というものの性格を物語っているとも考えられる。

遊仙窟をわが国に残し伝えたものは、極言すれば二つの系統があると考えてよい。その本文―あるいは内容といつてもよいかも知れないが―を保持したのは僧徒の力であり、訓読―その形式ともいえようか―をささえたのは博士家であつた。訓読は訓読それ自体に尊ばれたであろうから、かならずしも与えられた本文に即したものは限られない。むしろ本文とはかなりに遊離した場合も想定せられるのである。ここに一般の師承伝受の点本における訓読とは異質なものを認めなければならぬ。かく考えてこそ、矛盾しているようなことも、すなおな事実として納得できることにもなる。遊仙窟の伝承には、こういう方面の性格を認めなければならないと思う。

付記 成簀堂文庫本は宿望を達してようやく昨秋に調査するを得た。長い間、陽の目を見なかつたこの本を、成田英男氏に

いぶんご迷惑をかけて、やつと探し出してもらった。再び調査しなければ心許ないままに捨てておいたが、その後調査せられた吉田氏が、そのすぐれた研究の中で、はじめてこの本の和訓について公表せられたのを知り、雙注や訓点のことには触れないで、あえてこの本の性格について概説するにとどめた。

—昭和三十一年九月五日記—